

ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大磯港及び周辺海浜地域における様々な利用者の利便性の向上を図るとともに、町内周遊の起点として活用する機会を創出するため、ポートハウスてるがさきを大磯町大磯1398番地に設置する。

(施設)

第3条 ポートハウスてるがさきは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 照ヶ崎プール
- (2) 管理休憩棟

(開設期間等)

第4条 施設の開設期間及び開設時間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 照ヶ崎プール
 - ア 開設期間 7月1日から8月31日まで
 - イ 開設時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 管理休憩棟
 - ア 開設期間 1月4日から12月28日まで
 - イ 開設時間 午前8時30分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、開設期間及び開設時間を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による許可をするに当たり施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 町長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 伝染する病気を有するとき。
 - (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯し、又は動物類を携帯しているとき。
 - (4) 小学校就学前の者又は介助を要する高齢者等であって、付添人のないとき。

- (5) ^{めいてい} 酩酊しているとき。
- (6) 施設及び附属設備その他器具等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を生じさせると認められるとき。

4 水泳競技等のために施設を専用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。この場合において、町長は、専用の目的、範囲、期間その他の管理上必要な条件を付することができる。

5 町長は、前項の許可を受けようとするものが施設の管理上支障があると認められるときは、当該許可をしないことができる。

（利用の許可の取消し等）

第6条 町長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、当該許可を取り消し、又は施設からの退去を命じることができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第4項の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項の条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（使用料）

第7条 施設の利用については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、次の表に定めるとおりとする。

- (1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	使用料	
		個人	団体（10人以上）
照ヶ崎プール	町内	300円	200円
管理休憩棟温水シャワー	町外	400円	300円

備考

- 1 中学生以下の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の使用料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

- (2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	200円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

3 使用料は、施設の利用の許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 町長は、ポートハウスてるがさきの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりポートハウスてるがさきの管理を指定管理者に行わせるときは、第4条から第6条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「必要があると認めるときは」とあるのは「必要があると認めるときは、町長の承認を受けて」と、第5条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

- (1) 施設の利用の承認に関する業務
- (2) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) ポートハウスてるがさきの設置の趣旨に資する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体とする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第13条 町長は、前条第2項の申請書及び書類の提出があったときは、次に掲げる基準によりポートハウスてるがさきの指定管理者として最も適切であると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 公平な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、ポートハウスてるがさきの効用を最大限発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第14条 町長は、指定管理者を指定し、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の事業計画書に関する事項
- (3) 指定管理業務の実施に関する事項
- (4) 指定管理業務の事業報告書に関する事項
- (5) 指定管理業務に係る損害賠償に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(事業報告書の提出等)

第16条 指定管理者は、毎会計年度の終了後規則で定める日までに、指定管理業務に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該処分を受けた日までの間の事業報告書を町長が定める日までに提出するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。
- (2) 第13条各号に掲げる基準を満たさなくなると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないとき。

(利用料金)

第18条 第7条の規定にかかわらず、第10条第1項の規定によりポートハウスてるがさきの管理を指定管理者が行うときは、施設利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次の表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者が町長の承認を

得て定める。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分		利用料金	
			個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シャワー	大人	町内	300円	200円
		町外	400円	300円
	小人 (小・中学生)	町内	無料	無料
		町外	200円	150円

備考

- 1 小学校就学前の者は、無料とする。
- 2 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 3 団体の利用料金に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	200円

備考 小学校就学前の者は、無料とする。

- 3 利用料金は、施設の利用の承認の際に徴収する。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第21条 施設等を損傷し、又は滅失させたものは、町長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(大磯町町営プールの設置、管理等に関する条例の廃止)
- 2 大磯町町営プールの設置、管理等に関する条例（昭和46年大磯町条例第24号）は、廃止する。

平成27年 5月26日提出

大磯町長 中 崎 久 雄